

意見提出手続

令和7年1月23日

市民の皆様へ

旭川市長 今津寛介

「旭川市強靱化計画（改定案）」に対する意見等の募集について

旭川市強靱化計画は、本市における大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づく地域計画として令和2年7月に策定していますが、令和6年度で計画期間を終えることから、国の「国土強靱化基本計画」及び北海道の「北海道強靱化計画」との調和を図るための改定を行います。

つきましては、「旭川市強靱化計画（改定案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和7年1月23日（木）～ 令和7年2月25日（火）

2 意見募集のテーマ

「旭川市強靱化計画（改定案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎7階

旭川市 防災安全部 防災課

電話：（0166）25-9840 FAX：（0166）24-2783

電子メール：bousai@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参

(2) ファクシミリ送信

(3) 電子メール（Eメール）送信

＊ 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。

(4) 電子申請

＊ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。

(5) その他

各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口を設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。

＊ 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「旭川市強靱化計画（改定案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、防災課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報情報は除く。）。